

京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

令和5年3月29日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、当該設備を用いて発電する事業の適切な促進と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって秩序ある脱炭素化と安全・安心で良好な地域環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(送電に係る電柱等を除く。)及びその附属設備をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

2 この条例において「設置事業」とは、太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電する事業(当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。)をいう。

3 この条例において「事業区域」とは、設置事業を行う一団の土地をいう。

4 この条例において「事業者」とは、設置事業を行う者をいう。

5 この条例において「近隣関係者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 事業区域に隣接する土地(事業区域が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地を含む。以下同じ。)の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

(2) 地域の住民で組織する区のうち、事業区域が所在する区

(3) 前2号に規定するものと同等の影響を受けると市長が認めるもの

(責務)

第3条 市及び事業者は、次に掲げる責務を有し、その責務を果たすため相互に協力しなければならない。

(1) 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。

(2) 事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例及び関係法令の規定を遵守するとともに、原状の環境を著しく損なうことのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(適用の範囲)

第4条 この条例は、太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上のものについて適用する。

(事前協議)

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を実施するにあたって配慮すべき事項について市長とあらかじめ協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に指導又は助言を行うことができる。

(近隣関係者への事前説明等)

第6条 事業者は、前条の事前協議が終了するまでの間、事業計画の予定に関し、設置事業の予定地内の公衆の見やすい場所に規則で定める所定の標識を設置するとともに、近隣関係者に対し説明会を開催する等の方法により事業計画の内容を周知するものとする。

2 事業者は、前項の周知を行ったときは、事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るよう努めるものとする。

3 事業者は、前2項の規定による説明等を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告するものとする。

(事業計画の確認)

第7条 第5条の規定による事業計画の事前協議は、関係法令の手続を踏まえつつ、規則で定める確認項目に基づいて行うものとする。

(事前協議の終了)

第8条 市長は、前条の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の通知に条件を付することができる。

(届出)

第9条 前条第1項の通知を受けた事業者は、届出書等（規則で定める届出書及び事業計画を記載した書面をいう。以下同じ。）を太陽光発電設備の設置工事（当該設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）に着手する日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

(届出した内容の変更)

第10条 事業者は、前条に規定する届出書等の内容の変更をしようとするときは、市長にあらかじめ届け出なければならない。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の届出書等の内容の変更について準用する。ただし、当該変更の内容が規則で定める軽微な変更に該当する場合はこの限りではない。

3 第1項に規定する届出書等の内容の変更が事業者の氏名又は住所である場合は、当該変更後の事業者がこれを行わなければならない。

(設置事業に関する情報の掲示)

第11条 事業者は、前2条の規定により届け出たときは、設置事業を実施する間、事業計画に関し、規則で定める所定の標識を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(維持管理)

第12条 事業者は、設置事業を実施する間、災害の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を目的とし、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(廃止の届出)

第13条 事業者は、設置事業を廃止しようとするときは、設置事業に係る太陽光発電設備の稼働を停止する日の30日前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定に基づき太陽光発電設備の稼働を停止したときは、事業計画に定めた太陽光発電設備の解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(立入調査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員等を事業区域に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする市職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者にこれを提示しなければならない。

(勧告)

第15条 市長は、この条例の規定に違反し、又は規則で定める確認項目を遵守しない事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告するものとする。

(命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その者に対し、必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容の公表をするものとする。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に実施された設置事業（この条例の施行の日の前日までに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定に基づく認定を受けている設置事業及び当該認定を受けることを要しない設置事業であって電気事業法（昭和39年法律第170号）第17条第4項の規定に基づく接続の求めに対する承諾を受けたものをいう。以下同じ。）については、第5条から第9条までの規定は適用しない。この場合において、この条例の施行の日から次項で読み替えを行う第10条第1項の届出が行われるまでの間は、第14条から第17条までの規定についても適用しないものとする。
- 3 事業者が施行日前に実施された設置事業の変更をしようとするときは、第10条見出し中「届出した」とあるのは「実施している事業の」と、同条第1項中「前条に規定する届出書等」とあるのは、「届出書等（規則で定める届出書及び事業計画を記載した書面をいう。）」と、第11条中「前2条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。この場合において、前項の規定にかかわらず、第10条第2項に規定する内容の変更について準用する第5条から第8条までの規定を適用するものとする。